

長 寿 第 5 3 2 号
平成20年1月30日

各 { 福祉用具貸与事業者
福祉用具販売事業者
指定居宅介護支援事業者 } 殿

奈良県福祉部長寿社会課長
〈 公 印 省 略 〉

福祉用具使用に際しての安全性の確保等について

平素より本県の介護保険行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年末に発生した介護ベッドの利用者の死亡事故を受け、厚生労働省老健局振興課より福祉用具使用に際しての安全性の確保等について周知・徹底に関する通知がありましたので、お知らせします。

福祉用具サービスの提供にあたっては、製品の安全性の確保のみならず、利用者等による使用方法についての安全性の確保が大変重要となります。

福祉用具専門相談員等は、福祉用具貸与・販売の提供にあたっては、提供する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、十分点検を行うとともに、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うこと、及び当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこととされています。また、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、利用者の置かれている環境等を十分踏まえ、介護支援専門員と連携の上、福祉用具が利用者に適切に選定・利用されるよう指導・助言を行うこととされています。

つきましては、関係法令・基準省令等の遵守並びにサービス提供の安全性の確保にご配慮賜りますようお願いいたします。

担 当

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県長寿社会課介護事業係
TEL:0742-27-8532 / FAX:0742-27-3075

事 務 連 絡

平成20年1月7日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

福祉用具使用に際しての安全性の確保等について

介護保険事業の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般報道にありましたとおり、介護保険の福祉用具貸与として給付対象になり得る介護ベッドを利用する方が火災により死亡するという事故が発生しました。

本事例では、介護保険による福祉用具の利用はありませんでしたが、福祉用具は利用者等の適正な利用により、初めて適切な効果を得ることができるものです。

よって、福祉用具サービスの提供に当たっては、製品の安全性の確保のみならず、利用者等による使用方法についての安全性の確保が必要となります。

福祉用具貸与・販売の提供に当たっては、運営基準（※1）上、指定事業者（※2）は、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用方法等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこととされております。

これは、使用に際し注意を必要とする電動車いす等を始めとして、利用者自身が使用方法を理解し、福祉用具専門相談員が使用方法の指導を行い、ひいては介護支援専門員等が当該福祉用具の使用状況についての情報を共有することで、福祉用具の適切で安全な使用を図ることを目的としたものです。

つきましては、改めて福祉用具貸与・販売の利用者へ福祉用具使用に際しての安全性の確保がなされるよう、管下の指定事業者や指定居宅介護支援事業所等へ周知・徹底頂くとともに、市町村、関係団体等に対してもご周知下さいますようお願いいたします。

（※1）「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）

及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）

（※2）指定（介護予防）福祉用具貸与事業者及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者

《参考》

福祉用具貸与の指定基準省令・解釈通知(抜粋)

<p>基準省令（平成11年 厚生省令第37号） 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</p>	<p>解釈通知（平成11年9月17日付け 老企第25号） 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について</p>
<p>第十三章 福祉用具貸与</p> <p>【略】</p> <p>第一節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第九十九条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>十一 福祉用具貸与</p> <p>【略】</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>【略】</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第二百五条 準用(第十三条) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第二百五条 準用(第十四条) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第二百五条 準用(第十六条) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画等の変更の援助)</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>【略】</p> <p>(7) 居宅サービス計画等の変更の援助</p>

は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

【略】

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

- 第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

領サービスとして提供するためには当該指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

【略】

(2) 指定福祉用具貸与の基本取扱方針

居宅基準第198条第2項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。

(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

- ① 居宅基準第199条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、第4号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっては、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。
- ② 第1項第3号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。
- ③ 第5号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- また、少なくとも6月に1回、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。